

～ **返還不要**の奨学給付金 ～

「**高校生等奨学給付金**」の
申請受付を開始します

— 栃木県奨学のための給付金(公立) —

栃木県では、高等学校等の「授業料以外の教育に必要な経費」の負担軽減を目的として、一定の要件を満たす世帯（生活保護受給世帯、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯）に対し、給付金を支給します。

今年度、給付金支給の対象となることが見込まれる世帯には、申請書類等を郵送します。家計急変世帯の方は、お問合せください。

- 給付金の支給を受けるには、以下の二点が必要です。
 - ・要件に該当すること …… 裏面を確認してください。(フロー図あり)
 - ・申請を行うこと …… 提出期限 7月30日(金)

《 給付金の支給時期 》

11月下旬(予定)に、申請時に届出のあった申請者名義の口座に一括して振込みます。
ただし、給付金を未納学校徴収金へ充当することを学校長に委任した場合は、充当後の残額が振り込まれます。

※貸与ではないので、返還は不要です。

令和3(2021)年度においても、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響など、保護者の失職等による家計急変により、収入が道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税相当まで落ち込んだ世帯(家計急変世帯)も対象とします。

※支給額や支給時期については、申請や家計急変時期によって異なります。

※7月以降に家計急変が発生した場合は提出期限後も随時受け付けます。

〈 お問合せ先 〉

栃木県立宇都宮北高等学校 事務室

TEL 028-663-1311 平日 8:30 ～ 16:30